

令和 7 年度高知県地域通訳案内士育成等事業委託業務仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度高知県地域通訳案内士育成等事業委託業務

2 目的

高知県を訪れる外国人旅行者の増加に対応できるよう、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 54 条の規定により定めた高知県地域通訳案内士育成等計画に基づき、高知県地域通訳案内士を育成するため、研修、口述試験等を実施し、高知県内において、高知県に関する十分な知識を持ち通訳ガイドができる人材を確保することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日まで

4 業務内容

「高知県地域通訳案内士育成等計画」及び「どっぷり高知旅キャンペーン」の内容を踏まえた上で、次の研修等を実施すること。

(1) 地域通訳案内士育成研修の概要

ア 実施する言語

英語、中国語、韓国語

イ 研修受講料

テキスト代、実地研修にかかる実費相当（交通費、施設入場料、保険料等）として、研修受講者 1 人あたり 10,000 円以下で設定すること。

天災などにより研修実施が不可能となった場合、受講料を返還する場合があることから、各研修項目ごとの費用を明確にすること。

ウ 実施期間

令和 7 年 8 月～令和 8 年 1 月の土日祝日を中心とする日程で開催すること。

具体的な日程については、高知県との協議の上、決定すること。

エ 会場

研修及び口述試験の会場は、高知市内とする。

ただし、実地研修で観光地等での研修を実施する場合はこの限りではなく、高知県内で実施することとする。

オ 研修内容・研修時間・想定される講師

研修項目	研修内容（概要）	研修時間	想定する 研修講師
オリエンテーション	・研修の概要説明 ・高知県のインバウンドの現状と観光施策 ・地域通訳案内士制度について	1 時間	高知県職員
語学研修	・観光案内業務等、外国人との円滑なコミュニケーションを図るための知識	10 時間	ネイティブ講師 または全国通訳案内士
コミュニケーション・ホスピタリティ	・通訳ガイドとしての接遇 ・外国人観光客の特徴、習慣、マナーに関する知識 ・おもてなしの精神や具体的な行動に関する知識	3 時間	全国通訳案内士 またはインバウンドに関連する事業に従事している者
高知県の食・歴史・自然・文化等観光資源	・高知県の食・歴史・自然・文化等観光資源に関する知識	15 時間	全国通訳案内士、観光事業者 もしくは県が指定する講師
旅程管理	・国内旅程管理業務に関する知識	8 時間	観光庁長官の認定を受けた機関
実地研修	・模擬ツアー等によるガイドスキルの向上 ・ガイド業務への就きかた	15 時間	全国通訳案内士、観光事業者
救急救命	・AED の取り扱い ・応急手当の知識・技術	3 時間	日本赤十字社、消防署等

カ テキストの作成

各研修に応じたテキストを作成又は手配し、配布すること。

キ 口述試験の実施

研修カリキュラムの全日程を受講した者に対して、1 人あたり 10 分程度の面談方式による口述試験を行うこと。

ク 研修受講者と高知県内で登録済みの全国通訳案内士及び地域通訳案内士を対象とした情報共有を図るための登録会及び懇談会等を実施すること。

ケ 研修は地域通訳案内士がガイド業務に就けるよう、仕事につながる具体的な内容にすること。

また、「どっぷり高知旅」の魅力を伝えるガイドの育成につながる内容とすること。

どっぷり高知旅 HP : <https://doppuri.kochi-tabi.jp/>

コ 研修受講者を確保できなかった言語については、語学研修及び実地研修は実施しないこととする。

(2) 研修・運営についての打合せに関すること

研修等の実施について、高知県と研修受講者募集前、研修中、研修後それぞれ必要に応じてミーティングを行うこと。なお、方針を持って研修全体を体系的にマネジメントするために、各研修項目で想定する講師と事務局及び高知県の間で必要に応じて協議を行い、研修内容を決定すること。

(3) 地域通訳案内士育成研修受講者の募集等について

高知県内外の市町村観光担当課、観光協会、観光事業者、ボランティア団体、語学教室、大学等に対して、効果的な手法を用いて広く募集活動を行い、研修受講者を確保すること。

ア 高知県地域通訳案内士の育成数

20名以上を確保するよう努めること。

また、確保する研修受講者数は、各言語で偏りが無いよう努めること。

なお、研修の未修了者や口述試験の不合格者が生じる場合に備え、20名を上回る研修受講者を確保するよう努めること。

イ 広報の実施

募集要項及び広報物を作成し、関係機関への配布等により、広く周知すること。

(4) 地域通訳案内士育成研修受講の問合せ、申込受付、受講の決定等に関すること

ア 問合せへの対応

受講希望者等からの研修に関する問い合わせ窓口を設置し、問い合わせなどに対して電話やメール等により対応すること。

イ 研修の申込受付

メール又はFAX等により、研修の申込を受け付けること。また、申込者のリストについて、表により取りまとめ、管理すること。

ウ 研修受講料の徴収

受講希望者等に対し、研修受講料の額、納入方法及び返還等について、十分に説明した上で、研修受講料は研修受講前までに納入をさせ、領収書を発行すること。

一旦納入された研修受講料については、原則返還は行わない。ただし、天災などのやむを得ない事情により研修実施が不可能となった場合は、高知県との協議のうえで返還を行うものとする。

エ 資格要件について

受講希望者が下記の資格要件を満たしていることを、受講申込み時に証明書の写し等により確認すること。確認ができない場合は研修受講前に事前審査（筆記試験）を行うまたは、育成研修の口述試験日までに取り得たことを確認すること。

【言語別の研修受講者の資格要件】

言語	資格要件
英語	TOEIC730点以上もしくは実用英語技能検定準1級以上相当の能力を有していること
中国語	中国語検定2級以上もしくはHSK5級以上相当の能力を有していること
韓国語	ハングル能力検定2級以上もしくはTOPIK試験5級以上相当の能力を有していること

※日本語以外の言語を母語とする場合は、日本語能力試験N2級以上の能力を有していること。

※資格要件を満たしていることを証明する書類については、令和5年4月1日以降に取得したものに限る

(ア) 筆記試験の作成

言語ごとに筆記試験（リーディング及びリスニングを含む）を作成すること。

また、日本語以外の言語を母語とする者には、日本語能力を確認するための筆記試験も作成すること。なお、作成した問題の出典を明らかにすること。

(イ) 合格基準の設定

筆記試験の合格基準を定めること。

(ウ) 筆記試験の実施及び結果の取りまとめ

研修開始日のおよそ2週間前までに、筆記試験を実施し、その結果を取りまとめて高知県に報告すること。

(エ) 研修受講の可否の決定・通知

研修受講者の資格要件を満たしていることを確認し、受講希望者に対する研修受講の可否を通知すること。なお、受講可能な人数の上限を超える応募があった場合の研修受講の可否については、高知県と協議のうえで決定すること。

オ 令和4年度から令和6年度に高知県地域通訳案内士育成等研修を受講し、修了していない者等の取扱い

(ア) 同研修を受講したが、研修項目の履修不足で修了していない者は、事前審査を免

除する。

- (イ) 同研修を受講したが、研修項目の履修不足で修了していない者は、受講免除対象外の項目を除き、履修していない研修項目を受講することで、全研修項目を履修したものとして取り扱うことができるものとする。なお、すでに履修している研修項目についても受講することができることとする。受講免除対象の項目については、高知県と協議のうえで決定すること。

(5) 地域通訳案内士育成研修の実施に関すること

ア 研修の実施方法について

原則、実地研修及び救命救急研修以外はオンライン配信を併用した形で実施し、オンライン配信でも受講しやすい研修内容になるように工夫すること。

イ 会場手配及び会場準備等

- (ア) 「語学研修」については、言語別に3会場、その他の必修科目については1会場を手配すること。
- (イ) 「実地研修」について、観光地等で研修を実施する場合は、観光地等を管理する者からの了解を得るとともに、研修受講者や観光客の安全に十分に配慮すること。

ウ 研修講師の確保等

- (ア) 4(1)オの想定される講師を踏まえ、研修講師の選定及び依頼を行うこと（オリエンテーションを除く）。
- (イ) 講義資料の調整、講師料の支払、その他、研修実施にあたり、研修講師との調整を行うこと。

エ 研修当日の運営

- (ア) 研修当日の進行、資料準備、会場設営、出欠管理等を行うこと。
- (イ) 資格取得の要件として、研修受講者は全日程への出席を要するものであること。ただし、やむを得ず研修を欠席した場合には、後日、欠席した研修に関するアーカイブ視聴及びレポート提出により研修への出席に替えることができる（実地研修及び救命救急研修を除く。受講者1人につき1回限り認めることとする）。レポートの作成・提出にあたっては、課題や提出方法の設定のほか、事前に研修受講者に対して資料の提供を行うなどすること。
- (ウ) 救急救命研修については、過去3年間において、日本赤十字社、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を修了した者は、受講したことを示す証明書等の提出により受講を免除することとする。また、口述試験日まで、本研修以外の場で独自に受講することを認めることとし、受講したことを示す証明書等の提出により受講を免除することとする。
- (エ) 天災等で研修の開催が困難な場合は、高知県と協議のうえで、代替の日程で会

場確保やオンライン配信の準備をし、研修を実施すること。その際、研修受講者への周知を行うこと。

(6) 地域通訳案内士育成研修の口述試験の実施に関すること

ア 口述試験の会場手配及び会場準備を行うこと。

イ 審査員の選定及び依頼を行うこと。

ウ 審査員は全国通訳案内士有資格者や外国語講師等が務め、各言語 1 名以上を確保すること。

エ 審査員及び高知県と協議のうえ、口述試験問題を作成すること。口述試験は、研修の理解度、外国語によるスピーキングスキル、プレゼンテーション能力、ガイド能力等について審査し、可否を判定すること。

オ エの可否判定については、事前に口述試験における評価の考え方を高知県と協議のうえ作成し、試験日までに審査員に説明を行うこと。

カ エに記載している試験の可否判定に関する事務、審査料の支払、その他、口述試験実施にあたり、審査員との調整を行うこと。

(7) 修了証書の交付に必要な情報の提供

次の要件を満たしている研修受講者に対して、高知県が修了証書を作成し、交付するため、要件を満たしていることが分かる資料を提出すること。

(ア) 研修の全日程に出席していること。

(イ) 口述試験に合格していること。

(8) 登録会及び懇談会の実施に関すること

高知県地域通訳案内士口述試験の合格者のうち、未登録の方を対象に、登録を受け付ける会を実施するとともに、高知県に登録している全国通訳案内士、高知県地域通訳案内士、高知県地域通訳案内士育成研修受講者（以下、「通訳案内士等」という。）及び観光事業者を対象に、通訳案内士等が実際にガイドとして活躍できるよう観光事業者とのマッチングを目的とした懇談会を実施すること。

ア 登録会及び懇談会の会場手配及び会場準備を行うこと。

イ 通訳案内士等と観光事業者をつなぐコーディネーターの選定及び依頼を行うこと。

ウ コーディネーターは全国通訳案内士又は地域通訳案内士登録者であり、実地ガイド経験が豊富であるとともに、講演実績がある者が務めること。また、選定前に高知県と事前に協議すること。

エ 懇談会の参加事業者については、観光関連事業者、ガイド協会、DMO、及び高知港に寄港する外国客船の受入に関連する旅行会社や関係事業者等（県外含む）に広く案内し、招へいすること。

オ 懇談会の内容については、通訳案内士等と観光事業者がマッチングできるような場となるようコーディネーター及び高知県と事前に協議を行うこと。

カ 参加者（通訳案内士等及び観光事業者等）への連絡や申込受付、コーディネーターへの支払、その他、登録会及び懇談会の実施にあたり、参加者やコーディネーターとの調整を行うこと。

キ 登録会及び懇談会の参加者へのアンケートを作成し、集計及び分析すること。アンケートの内容については、事前に高知県と協議すること。

(9) 高知県地域通訳案内士フォローアップ研修の実施に関すること

登録済みの高知県地域通訳案内士（令和7年6月4日現在103名）を対象に、地域通訳案内士としてのガイド力を高めるためのフォローアップ研修を実施すること。フォローアップ研修の内容については、高知県と事前に協議を行うこととし、地域通訳案内士がガイド業務に就けるよう、仕事につながる具体的な内容にすること（例：SNSを用いた広告宣伝等での売込み方、ツアーの作り方などを含む）。

また、「どっぷり高知旅」の魅力を伝えるガイドの育成につながる内容にすること。

ア 研修の内容について

（ア）外国客船寄港時のオプションルツアーを模した実地研修を2回以上実施すること。また、研修では、旅程管理も学べる内容にすること

（イ）どっぷり高知旅キャンペーンの旅行商品を使用した、専門ガイドによる実地研修を2回以上実施すること。使用する旅行商品は、外国人観光客が特に興味を持つと思われるものを選定すること。

（ウ）上記（ア）、（イ）の研修のうち各1回以上は、令和7年度高知県地域通訳案内士育成研修を修了見込みの受講者も対象とすること。

イ 研修受講者の募集

（ア）募集案内を作成したうえで対象者に対し募集を行い、研修受講者をとりまとめ、高知県に報告すること。

（イ）可能な限り多くの方が受講できるような研修内容及び日程を提案すること。

ウ 会場手配及び会場準備等

（ア）座学での研修を提案する場合は、会場を手配すること。

（イ）実地での研修について、観光地等で研修を実施する場合は、観光地等を管理する者からの了解を得るとともに、研修受講者や観光客の安全に十分に配慮すること。また、その他実施にあたり、観光地等を管理する者と必要な調整を行うこと。

エ 研修講師の確保等

（ア）研修講師の選定及び依頼を行うこと。

（イ）講義資料の調整、講師料の支払、その他、研修実施にあたり、研修講師との調

整を行うこと。

オ 研修当日の運営

(ア) 研修当日の進行、資料準備、会場設営、出欠管理等を行うこと。

(イ) 天災等で研修の開催が困難な場合は、高知県と協議のうえで、代替の日程で会場等を確保し、研修を実施すること。その際、研修受講者への周知を行うこと。

カ その他

(ア) 実施にあたり必要な調整を行うこと。

(イ) 研修受講者へのアンケートを作成し、集計及び分析すること。アンケートの内容については、事前に高知県と協議すること。

(10) 地域通訳案内士の活用について

事業の実施に当たっては、旅行会社及び現地ツアー造成会社等と連携し、地域通訳案内士と通訳ガイドを必要とする者との効果的なマッチングを図るよう実施すること。

(11) その他

ア 地域通訳案内士育成研修受講者に対し、高知県地域通訳案内士に関する諸連絡を行うこと。

イ 地域通訳案内士育成研修受講者を対象に、研修全般に関するアンケートを行い、内容を整理してデータを県へ提出すること。アンケートの内容については、事前に高知県と協議すること。

ウ 地域通訳案内士育成研修修了者を対象に、高知県ホームページでの「高知県地域通訳案内士」としての掲載希望調査を行い、掲載希望者の掲載内容の情報収集を行い、整理してデータを県へ提出すること。

エ 受託業務に係る実績報告書（２部）を提出すること。実績報告書には本研修実績にかかる収支の実績を記載すること。

5 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

6 留意事項

(1) 受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める個人情報取扱特記事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。

なお、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務により得られた成果は、高知県に帰属するものとする。

- (3) 本業務の実施にあたり、第三者の著作物を利用する場合は、該当著作権の許諾を得ること。
- (4) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、進捗状況を適宜報告し、高知県及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (6) 不測の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに高知県に報告し、協議を行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたって疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない項目については、高知県と受託者が協議すること。